

市税納付書の誤発送について

1 概要

門真市の平成30年度市府民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の滞納者に対し、12月12日付けで発送した納付書(2,254名分)の中に、本来納付の必要のない督促手数料(50円～150円)を請求する納付書(324名分)が含まれていることが判明しました。

2 経緯

納付書を発行するため、対象者を抽出する作業を委託業者に年3回(8月、12月、3月)依頼しています。

12月分の納付書発行作業時に市の指示とは異なる内容で委託業者が作業し、発送前に市がチェックすべきところ、チェックを怠ったため、本来納付の必要のない督促手数料を請求する納付書を発送してしまったものであります。

3 誤送付者数

	誤送付者数	誤送付額	納付書送付者総数
市府民税（普通徴収）	143名	7,700円	1,041名
固定資産税・都市計画税	116名	5,900円	563名
軽自動車税	65名	3,850円	650名
合計	324名	17,450円	2,254名

4 対応

事実の判明後、訪問・電話・郵送にて、対象者の方に連絡を行い、事情の説明と謝罪及び納付しないようお願いしております。

また、納付されてしまった方については、還付の手続きを進めていきます。(収納確認に一定の時間がかかるため、還付まで最長1カ月半の時間を要します。)

今後については、委託業者へ正確な作業の指導及び連携強化を行うとともに、チェック体制の強化を徹底してまいります。

5 納税課長のコメント

対象となった納税者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後、適切な事務処理を行い、再発防止に努めます。

問合せ：納税課長 青木 正照
納税課長補佐 西中 護
電話 06-6902-5935 (直通)・E-mail som06@city.kadoma.osaka.jp